

4. 建物内を歩く

使用者と犬は他人に迷惑をかけることなく歩いているか。しばらくして、犬を sit させ、その側を第三者がショッピングカートを押して通り過ぎた時の様子。また、犬を sit stay させて第三者が2人の背後から近づき使用者に話しかけ犬を撫でる。

- ・ 犬は使用者の横を落ち着いて歩いている A B C D E
- ・ 商品に興味をもたない A B C D E
- ・ 狭い場所もうまく通り抜ける A B C D E
- ・ ショッピングカートを怖がらない A B C D E
- ・ 速やかに sit や sit stay の指示に従う A B C D E
- ・ 背後から来た人に対して怖がらない A B C D E
- ・ 人の気を引こうとして立ち上がらない A B C D E
- ・ 何度も矯正されない A B C D E

5. レストラン又はフードコーナーにて

人の食べ物に興味を持たずにおとなしく待ってられるか。また、床に食べ物を置いた時の犬の様子をみる。

- ・ テーブルに着くまで犬は使用者の指示に従って速やかに移動している A B C D E
- ・ テーブルの側もしくは下で down stay している A B C D E
- ・ 床に落とした食べ物の臭いをしつこく嗅いだりしない A B C D E
- ・ 置いた食べ物を食べない Yes No
- ・ 人が側に来たときもおとなしく down stay している A B C D E

6. 音に対する反応

2人が歩いている背後で、クリップボード落とす。

- ・ 犬は気にせず落ち着いている A B C D E
- ・ 犬は驚くが使用者の指示に従う（反応が見られた時のみ記入） Yes No
- ・ すぐに普通の状態に戻った A B C D E

7. リードを放す

試験官から指示があったら、使用者は犬にわかるようにリードを放し、犬に正しい位置に戻すよう指示をする。

- ・犬はリードが離れたことに気付きながら、使用者から離れない A B C D E
- ・犬は指示に従いリードを正しい位置に戻す A B C D E

8. 建物から出る

建物に入る時と同様に使用者は安全に車まで戻る。この時犬は周囲の人の関心を引こうとせず落ち着いて歩いているか。

- ・犬は自ら周囲の関心を引こうとしていない A B C D E
- ・絨毯等の臭いを気にしない A B C D E
- ・車の音等に異常に驚かない A B C D E
- ・犬は使用者の横を落ち着いて歩いている A B C D E

9. 車の乗車

使用者は安全を確認し、犬を車に乗せる。犬は使用者の指示があるまでおとなしく待っていて、指示があったら素早く車に乗り込む。

- ・使用者は安全なルート、及び方法で車まで戻った A B C D E
- ・犬は指示があるまで待っていた A B C D E
- ・犬は素早く車に乗り込んだ A B C D E

10. 介助犬としての作業動作

犬は使用者が必要としているニーズをこなしているか。

<自宅にて>

- ・(物の拾い上げ及び運搬) A B C D E 不要
- ・(特定の物を手元に持ってくる) A B C D E 不要
- ・(ドアの開閉) A B C D E 不要
- ・(スイッチの操作) A B C D E 不要
- ・(起立、体位変換時の介助) A B C D E 不要

- ・(車いすへの移乗介助) A B C D E 不要
- ・(歩行介助と姿勢支持) A B C D E 不要
- ・(階段昇降の介助) A B C D E 不要
- ・(車いすの牽引等) A B C D E 不要
- ・(衣服や靴等の着脱) A B C D E 不要
- ・(緊急時の連絡手段確保) A B C D E 不要

<屋外にて>

- ・(物の拾い上げ及び運搬) A B C D E 不要
- ・(特定の物を手元に持ってくる) A B C D E 不要
- ・(ドアの開閉) A B C D E 不要
- ・(スイッチの操作) A B C D E 不要
- ・(歩行介助と姿勢支持) A B C D E 不要
- ・(階段昇降の介助) A B C D E 不要
- ・(車いすの牽引等) A B C D E 不要

11. 二者の関係

テスト中の使用者と犬の関係をみる。

- ・犬が上手く出来たときに使用者は犬をよくほめていた A B C D E
- ・犬は落ち着きがあり自信をもっていた A B C D E
- ・使用者は常に犬をコントロールできていた A B C D E
- ・指示の出し方が明確だった A B C D E

合同訓練後総合評価 結果

犬名 及び 使用者氏名 : _____

訓練担当トレーナー氏名 : _____

試験官氏名 : (トレーナー) _____

(OTまたはPT) _____

(事務局スタッフ) _____

試験日 : 年 月 日 ()

試験場所 : _____

試験時期 : 介助犬認定時 ・ 認定後 年 ヶ月

最終結果 : 合格 ・ 不合格

総合評価 (試験官が記載) :

上記結果・内容に相違ありません。

施設・機関名, 住所 :

(署名) 医師氏名 : _____

PT氏名 : _____

OT氏名 : _____

社会福祉士氏名 : _____

獣医師氏名, 病院名 : _____

介助犬使用者意見書

障害者氏名 男 女
 生年月日 年 月 日 歳
 障害名 種 級
 現傷病名

| | | | |
|---------|--|--------|---|
| 介助犬の名前 | | ♂ ♀ | 歳 |
| 畜犬登録番号 | | | |
| 訓練事業者名 | | | |
| 訓練担当者氏名 | | | |

基本動作について

(1) 犬の基本動作管理状況 ○出来る △自信がない ×出来ない

| | 自宅 | 屋外 | 備考・意見 |
|---------------------------------|----|----|-------|
| ① 呼んだら来る（合図を含む） | | | |
| ② 座る、伏せる、待つ、止まる | | | |
| ③ ②の状態について、解除の意思表示があるまで維持できる | | | |
| ④ 強く引っ張ることなく落ち着いて歩く | | | |
| ⑤ 指示された時・場所で排泄できる | | | |
| ⑥ 音響、食物や他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視できる | | | |
| ⑦ 使用者に注目して集中することができる | | | |
| ⑧ 指示された場所（部屋、車等）に入ることができる | | | |

次の施設または機関を介助犬を同伴して利用する自信がありますか？

○出来る △自信がない ×出来ない

職場

交通機関

 電車等

 バス

 その他（飛行機 タクシー 船 ）

商業施設

飲食店

その他

(2) 介助動作の確認

介助動作の確認は、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合の救助の要請その他の使用者のニーズに応じて必要とされるものについて行うこと。

介助犬のニーズ

作業訓練内容 と注意事項、必要な自助具他配慮、意見等

ニーズがあるものに○を打ち、それぞれに意見や不安があればお書き下さい。

① 物の拾い上げ及び運搬

代表的なもの（財布 コイン 鞆 紙 カード 切符 その他 ）

② 特定の物を手元に持ってくる

③ ドアの開閉

ドアの種類- 開き戸 ふすま 窓 ドア 自動ドア その他

④ スwitchの操作

スイッチの種類 電気 エアコン 環境制御装置 緊急通報システム

⑤ 起立、体位変換時の介助

介助方法

⑥ 車いすへの移乗介助

介助方法

⑦ 歩行介助と姿勢介助

⑧ 階段昇降の介助

⑨ 車いすの牽引等

⑩ 衣服や靴等の着脱

⑪ 緊急時の連絡手段確保

その他

| 犬の管理状況 | ○出来る | △不確実 | ×出来ない | 備考・意見 |
|----------|------|---------|-------|-------|
| えさを買いに行く | | | | |
| えさ箱に入れる | | | | |
| エサ箱を洗う | | | | |
| エサ箱を片づける | | | | |
| 排泄 | | | | |
| 散歩に行く | | | | |
| 排泄方法 | | ペットシートに | 外で | |
| 排泄物処理 | | | | |
| ブラッシング | | | | |
| シャンプー | | | | |
| 獣医科病院受診 | | | | |
| 遊び | | | | |

介助犬審査判定書

介助犬の管理及び介助動作状況についての審査判定書

介助犬認定指定法人第 号、介助犬認定審査委員会は、上記の
介助犬 が適切に介助犬訓練を実施されていると認め、身体障害者補助犬法第 16 条の
介助犬として認定いたします。

法人名

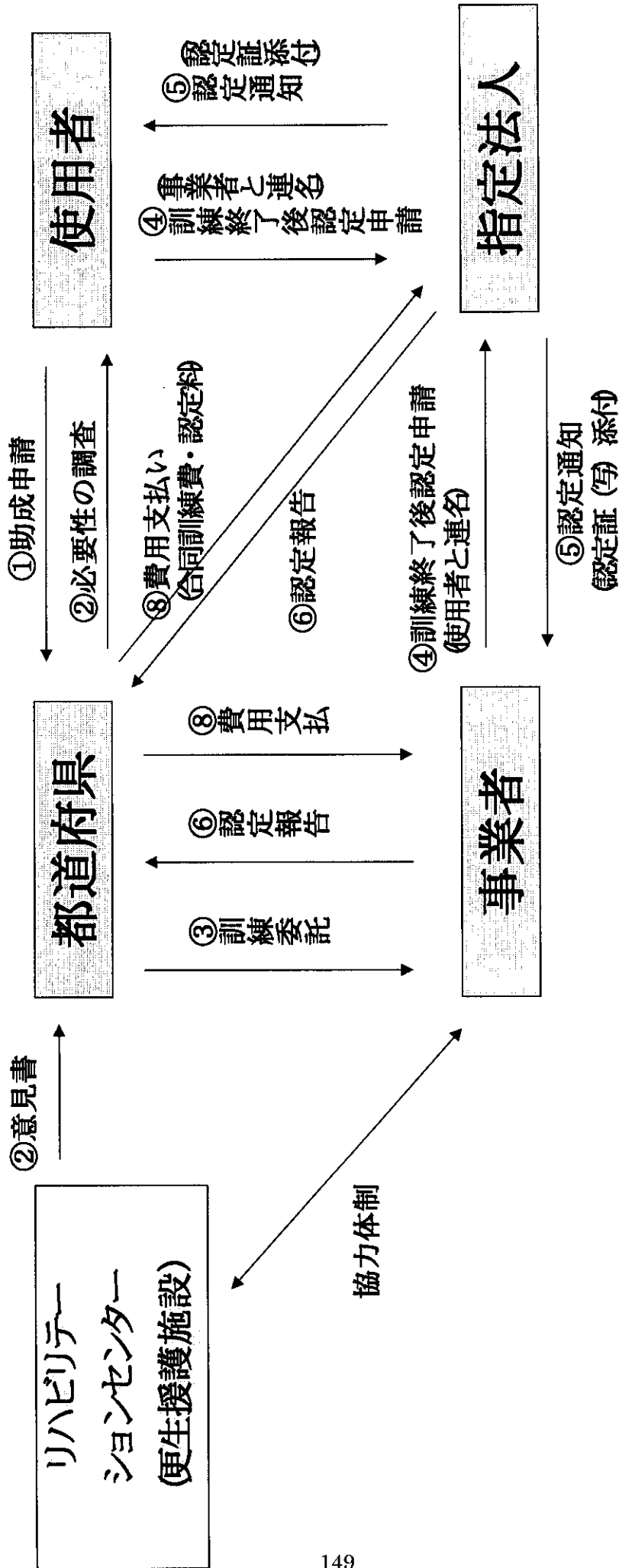
法人代表者名

印

審査委員会

| | |
|---------|-------------------------|
| 医師氏名 | 印 |
| PT 氏名 | 印 医療機関名（医師と違う場合のみ記載） |
| OT 氏名 | 印 医療機関名（医師と違う場合のみ記載） |
| 社会福祉士氏名 | 印 医療機関名（医師と違う場合のみ記載） |
| 獣医師氏名 | 印 病院名 |
| 訓練者氏名 | 印 事業者名 |

介助犬の申請から使用までの流れ



合同訓練の流れ

身体障害者更生支援施設

訓練者(訓練事業者)、医師、PT、OT、社会福祉士等の専門職

使用予定者の適性・適応・ニーズ評価

訓練計画

- 基礎訓練・介助動作訓練の実施状況確認
- ・使用予定者の障害とニーズについての正しい評価に基づいて訓練計画が作成されているか。
 - ・訓練計画に沿って適切な訓練が行われているか。
 - ・使用予定者と候補犬との適合評価は適性か。

使用予定者と犬の動作との適合性を検証

合同訓練計画の作成

犬と使用予定者との適合状況等の確認

(訓練終了)

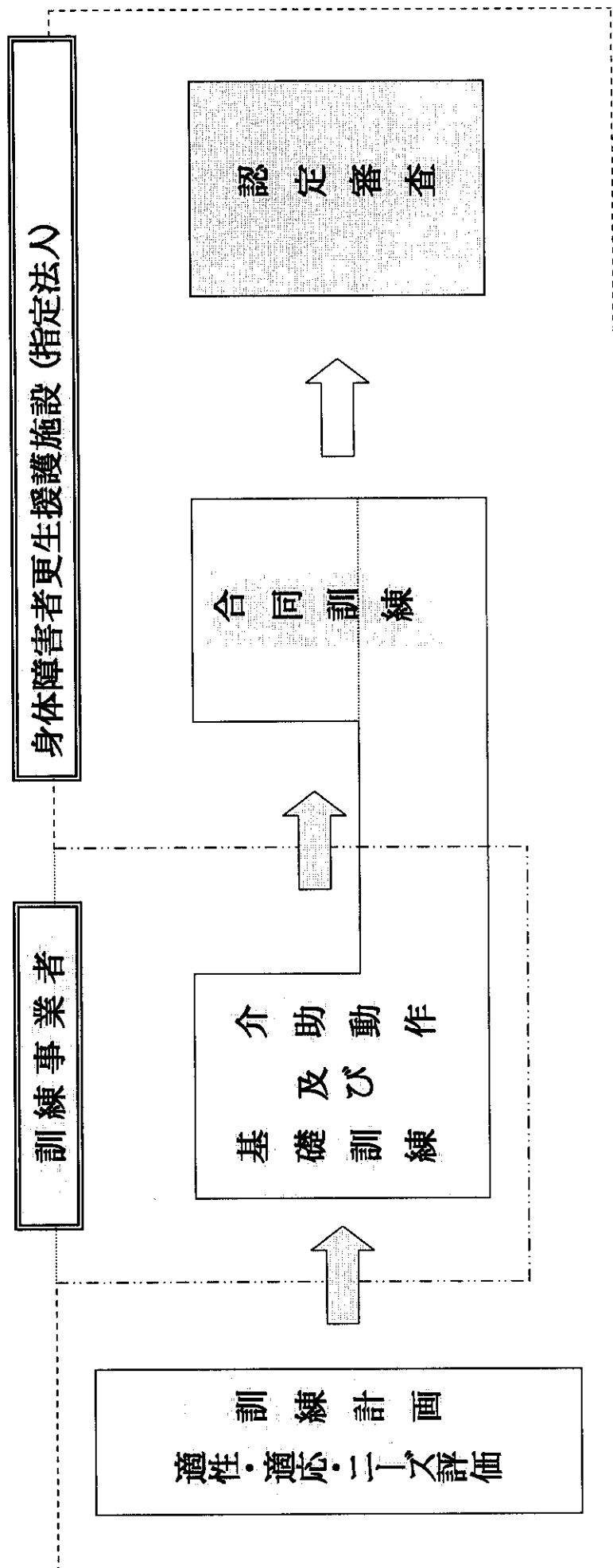
(訓練途中)

(訓練開始)

訓練終了後の総合評価

認定申請

訓練事業者と指定法人の役割



合同訓練の実施要項と概算 案1 (保険料換算)

| | 内 容 | 実施者 | 点数換算 (点) | 費用 |
|---|--|------------------------------|----------------------------------|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> 基礎訓練・介助動作訓練の実施状況確認 ・使用予定者と候補犬との適合評価は適性か？ (獣医師による診察及び書類審査、体格等の適合評価) ・訓練計画に沿って適切な訓練が行われているか？ ・使用予定者の障害とニーズについての正しい評価に基づいて訓練計画が作成されているか？ | 獣医師 医師 PT OT | 評価 480 PT/OT 各 2u=1000 | 獣医師診察料 =2,000 円 評価及びPT,OTによる確認： 1480 点 =14,800 円 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> 合同訓練計画の作成 ・使用予定者と犬の動作との適合性を検証 | 医師 PT/OT/MSW | リハ計画 480 | リハ訓練計画 =4,800 円 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> 合同訓練 ・合同訓練開始時適合評価 ・中間評価及び訓練事業者とのケース会議 1回=2u/週 40日間として(通所または入所) | 医師 PT OT MSW | 評価 480 PT/OT 各 4u =4000 | リハ評価 480 点 =4,800 円 医師、PT/OTによる中間評価 及びびケース会議 4 回 =16u=4,000 点 =40,000 円 |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> 訓練終了後の総合評価 ・獣医師診察 ・総合評価 | 獣医師 医師 PT OT MSW | 評価 480 PT/OT/MSW 各 2u 1500 | 獣医師診察料 =2,000 円 リハ評価 480 点 =4,800 円 PT,OT,MSWによる総合評価 各 2u : 1,500 点 =15,000 円 |
| 合計 | | | | 88,200 円 |
| 備考 ・指定事業者との契約によるものとする ・訓練者の人件費は事業者負担 ・獣医師は嘱託 ・別途費用として、施設入所費(日数分)、合同訓練等にかかる職員交通費が必要 ・OTまたはMSW(指導員)で介助犬担当者が必要 ・嘱託による介助犬マネージャーがいる場合はその人件費も別途要 | | | | |

認定審査の実施要項と概算 案 1 (保険料換算)

| | 内 容 | 実 施 者 | 経費用途等 | 概算費用 |
|---|--|---|---|--|
| ① | 書類確認 ・ 申請書、添付書類*が揃っているかを確認 | 介助犬事務担当者 | 事務手数料 | @1700円:日当 |
| ② | 動作の検証 使用者の指示による動作及び管理状況の検証と確認 実施場所:在宅及び街中 ・ 獣医師診察 ・ 基本動作の検証 ・ 介助動作の確認 | 獣医師 検証:計3名 訓練士、OTまたはPT MSWまたは事務担当者 | ・ 獣医師診察料 ・ 検証にかかる交通費 施設から在宅へ 在宅から街中へ 交通機関利用代金 3名分の謝金 ・ リハ評価@480点 x 日数 (1 2) | 獣医師診察料 =2,000円 @7,800円:技術者謝金 3名=23,400円 リハ評価 =4800円 x1-2日 |
| ③ | 審査 ・ 書面審査 ・ 審査委員会による判定 | 医師、獣医師 PT、OT、MSW 訓練士 | ・ リハ評価@480点 ・ 訓練士、獣医師謝金 | リハ評価 =4,800円 訓練士、獣医師支払い @7,800円 x2=15,600円 54,000円 (②③1日) |
| | 合計 | | | |
| | 認定手続き 報告 継続指導 | 介助犬事務担当者 | 事務手数料 介助犬認定証、表示、予防接種 記録表作成料 | |
| | 備考 | ・ 獣医師、訓練士は囑託 ・ 動作検証にかかる交通費は別途必要 ・ 介助犬事務担当者の認定手続き、報告徴取等の事務手数料(人件費)は別途必要 ・ 介助犬認定証、表示 | | |

添付書類*

使用者に関する事項

- 1) 氏名、住所、年齢及び性別
- 2) 身体障害の状況及び身体障害者手帳の写し
- 3) 必要とする介助犬の介助動作

介助犬に関する事項

- 1) 狂犬病予防法に基づく登録番号、名前、性別及び犬種
- 2) 獣医師による予防接種及び健康診断の記録（避妊・去勢手術証明書を含む）

認定手続き

- 1) 申請者への通知
- 2) 介助犬認定証、介助犬の表示、予防接種等の記録表 を使用者に交付
- 3) 厚生労働大臣への報告
 - ・ 指定法人の名称及び所在地並びに代表者氏名
 - ・ 畜犬登録番号、名前、性別、犬種
 - ・ 使用者氏名、住所及び年齢
 - ・ 当該犬訓練事業者名称（代表者氏名）、所在地
 - ・ 認定年月日
- 4) 報告の徴取
- 5) 認定の取消

訓練に関する事項

- 1) 訓練者名及び本人の訓練経歴
- 2) 使用者の障害とニーズ評価に基づいて作成された訓練計画
- 3) 当該及び使用者の訓練に関する記録（基礎訓練、介助動作訓練、合同訓練）
- 4) 訓練者並びに医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等専門知識を有する者による総合評価・判定書
- 5) 当該犬との適合状況についての使用者の意見

合同訓練の実施要項と概算 案2 (人件費換算)

| | 内 容 | 実施者 | 単価・日数 費用 |
|---|---|---|---|
| ① | <p>基礎訓練・ 介助動作訓練の 実施状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用予定者と候補犬との適合評価は適性か？ (獣医師による診察及び書類審査、体格等の適合評価) ・訓練計画に沿って適切な訓練が行われているか？ ・使用予定者の障害とニーズについての正しい評価に 基づいて訓練計画が作成されているか？ | <p>獣医師 医師 PT OT</p> | <p>1件あたりの訓練費用 医師 @36,100 x 1.5日 = 54,150 獣医師@36,100 x 1.5日 = 54,150 PT @13,695 x 2.5日 = 34,238 OT @13,695 x 2.5日 = 34,238 社会福祉士@8785 x 2.5日 = 21,963 小計 A 198,739</p> |
| ② | <p>合同訓練計画の 作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用予定者と犬の動作との適合性を検証 | <p>医師 PT/OT/MSW</p> | |
| ③ | <p>合同訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同訓練開始時適合評価 ・中間評価及び訓練事業者とのケース会議 1回=2w/週 40日間として(通所または入所) | <p>医師 PT OT MSW</p> | |
| ④ | <p>訓練終了後の 総合評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師診察 ・総合評価 | <p>獣医師 医師 PT OT MSW</p> | <p>事務経費(10%) x A = 19,874</p> |
| 合計 | | | 218,613 |
| 備考 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指定事業者との契約によるものとする ・訓練者の人件費は事業者負担 ・獣医師は囑託 ・別途費用として、施設入所費(日数分)、合同訓練等にかかる職員交通費が必要 ・OTまたはMSW(指導員)で介助犬担当者が必要 ・囑託による介助犬マネージャーがいる場合はその人件費も別途要 | | | |

認定審査の実施要項と概算 案 2 (人件費で換算)

| | 内 容 | 実 施 者 | 経費用途・概算費用 |
|---|---|---|---|
| ① | 書類確認 ・申請書、添付書類*が揃っているかを確認 | 介助犬事務担当者 | 事務手数料 @1700 |
| ② | 動作の検証 使用者の指示による動作及び管理状況の検証と確認 実施場所：在宅及び街中 ・獣医師診察 ・基本動作の検証 ・介助動作の確認 | 獣医師 検証：計3名 訓練士、OTまたはPT MSWまたは事務担当者 | 獣医師@36100 x 0.5日 = 18,050 訓練士@7,000x0.5日 = 3,500 社会福祉士@8785 x 0.5日 = 4,393 |
| ③ | 審査 ・書面審査 ・審査委員会による判定 | 医師、獣医師 PT、OT、MSW 訓練士 | 医師 @5100 10,200 PT/OT @3100 6,200 社会福祉士@3100 x 1hrs = 3,100 獣医師@5100 5,100 訓練士@3100 3,100 |
| | 合計 | | 55,343 円 |
| | 認定手続き 報告 継続指導 | 介助犬事務担当者 | 事務手数料 介助犬認定証、表示、予防接種記録表作成料 |
| | 備考 ・獣医師、訓練士は嘱託 ・動作検証にかかる交通費は別途必要 ・介助犬事務担当者の認定手続き、報告徴取等の事務手数料（人件費）は別途必要 ・介助犬認定証、表示 | | |

身体障害者補助犬法成立後の盲導犬使用者に対するアンケート調査

高柳泰世 辻村佳子 佐々木智子 愛知視覚障害者援護促進協議会・本郷眼科
清水和行 全日本盲導犬使用者の会
坂部 司 山本英毅 愛知視覚障害者援護促進協議会・聖霊病院
中村 透 財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター
藤原義典 東京都老人総合研究所

研究要旨

身体障害者補助犬法の成立後、補助犬の中の大きな割合を占める盲導犬に対する社会の受け入れ、特に医療機関における受け入れが好転したことが明らかとなった。

A. 研究目的

身体障害者福祉法の改正以来、厚生施設、施設訓練法などを利用者自身が選択することになった。一面から見れば非常によいことであるが、基本に情報がなければ、利用者は選ぶことが出来ない。殊に視覚障害者にとっては情報収集手段は困難である。盲導犬使用者の会に所属している人たちには情報が入りやすく、医療機関へ受診の際も積極的に盲導犬を同道して受診できる現状を調査することを目的とした。

B. 対象

対象は北海道から沖縄まで盲導犬と共に暮らしている全国盲導犬使用者の会会員約292名であり、電話聞き取り調査の217名(74.3%)とメールで返答のあった25名の計242名であった。

C. 方法

全国盲導犬使用者の会から電話番号名簿を借り受け、前もって電話によるアンケート調査について会員に周知された後に、愛知視覚障害者援護促進協議会で手分けをして電話による聞き取り調査を行ったので、短期間で大変効率よく調査をすることが出来た。メールの出来る方にはメールによるアンケート調査とした。

D. 結果

電話番号から知り得た都道府県別では北海道が最も多く、次いで、広島、大阪、福岡、兵庫が二桁であった。

男性105名、女性130名で、メールの内での男女不詳が7名であった。

- ・補助犬法について知っていますか？では98.7%が知っていた。
- ・盲導犬使用年数については236名の回答で1年以内は0、2年が12名(5.1%)、

3年が16名(6.8%)、4年が13名(5.5%)で、5年以上が最も多く187名82.7%で、盲導犬使用歴が最も長い方は30年で5頭目とのことであった。

次は2002年10月の補助犬法が公布以降について尋ねた。

・盲導犬と一緒に医療機関(病院・医院)を受診したことがありますか?については228の回答があり、そのうち「ある」は141(61.8%)、「ない」が87(38.2%)であった。

・ある場合盲導犬と一緒に医療機関への立ち入りが出来ましたか?についての回答は135で、はい127(94.1%)いいえ8(5.9%)であった。

・いいえの場合の理由は狭い、衛生上の問題があげられていたがその頻度はまちまちであった。

・医療機関のすべての部屋(透析室、検査室、手術室など)に入れましたか?の回答は96で、はい53(55.2%)、一部が32(33.3%)、いいえ11(11.5%)であった。

医療機関名が明記してある回答は少なく、国立病院、公立病院、個人歯科などが上げられていた。

・透析をしておられますか?では回答が211名で

はいは僅かに1人(0.5%)で、残りがいいえ210(99.5%)であった。

・今、社会に求めておられることは何でしょうか?(複数回答可)236名で

①道路整備が悪い131(55.5%)

②音響信号が少ない151(64%)

③社交の場が少ない56(23.7%)

④犬の健康管理に不安がある37(15.7%)

⑤貸与後の連携が少ない34(14.4%)

⑥大変満足している51(21.6%)であった。

・現在の盲導犬引退後も、さらに盲導犬を持ちたいと思いますか?は回答

177名で、はい148(83.6%)、いいえ29(16.4%)であった。

・はいの方は同じ育成団体から貸与を受けますか?は勿論という方も、よく考えてからという方もあった。

・いいえの場合の理由は何ですか?についてはアフタケアがないが1.選べる時代になったので、情報を沢山貰って選んでみたいが数人であった。

・このようなアンケートに今後も又ご協力いただけますか?の質問には161名の方が回答して、はいが159名で98.8%であった。いいえと判らないが1人ずつであった。

・「訓練協会や社会(その他何でも結構です)に対して何か希望や訴えたいことがありましたらおっしゃって下さい。また、このアンケートに関するご感想もお聞かせ下さい。」に対しては、I 育成団体に対して、II 社会マスコミに対して、III 行政に対して、IV 医療機関に対して、V 使用者としての5項目に分けられる。即ち、

I 育成団体に対しては種々の要望があり、訓練方法を全国統一にしてほしいが30件、指導員に対する要望が18件、雪道を歩けるようにしてほしいが6件。アフタケアをしっかりとしてほしいが15件、育成団体同士の連携が重要と訴え、情報を公開してほしいというのが11件、これから自由選択になるので、期待と不安を話された方が9件であった。

II の社会マスコミに対しては、盲導犬への理解を社会にPRしてほしいが20件、レストラン、ホテル、劇場、タクシーなどで拒否されたが、今年からは良くなるように期待するが20件、補助犬法施行後の理解を求めるが7件、外出したときの犬のトイレに困るので整備してほしいが3件であった。

III 行政に対しては医療費その他の補助を充実してほしいが14件、盲導犬指導員の増加を望むが7件、バリアフリーで段差がなくなったことにとまどいを感じている。判るようにしてほしい、点字ブロックを整備、歩道の整備を望むが36件、音響信号をもっと増やしてほしいが8件であった。

IV 医療機関に対しては3件で個人病院はよいが、大病院では根拠のない理由で拒否されている。玄関で待たされる方がよい。透析室、検査室、手術室など入れるはずがないから質問がおかしいというものであった。

V 使用者として、マナーの点ではタクシーに乗ったときローラーを掃除に使うて下さいと一つ渡している。犬を道具として使うのは可哀想。同伴可のところで犬が、お総菜をぱくつとしたことがある。バスの座席の下に入りにくいので通路に座らせることが多いため乗降客に踏まれる。などが9件、同じ育成団体間だけでなく、使用者同士の交流を深めたいが2件であった。

E. 考察

昨年の調査研究では、日本における盲導犬使用者数は895頭であったが、盲導犬使用者の会に所属する方は292名で33%に過ぎないことが判った。

現状認識が重要であるため、我々の1998年の本班研究では「視覚障害リハビリテーションにおける盲導犬の現状と課題：介助犬との比較検討」に関して研究し、盲導犬開発に際して台頭した多くの問題を学びながら、介助犬をリハビリテーション医療として普及させていく道を求めたいと考えた。これはチーム医療であるので、多方面の人の知識と経験を寄せ合い、適切な介助犬が処方され、適切な訓練が出来、家庭復帰、社会復帰した後も、適切にフォローアップできるような連携が従来の医療には見られなかった最重要課題であると思われた。

1999年には、盲導犬の社会への受け入れに関して、育成機関を通して盲導犬使用者に対するアンケート調査を行った。当時は盲導犬は道路交通法のみ適用であったため、病院、ホテル、デパート、スーパーなどの施設でも受け入れるところが少なく、既に40年以上の歴史を持ちながら、盲導犬は市民権を得ていない現状が明らかになった。

2000年の研究では盲導犬に関するアンケート調査の第二報として、盲導犬と直接出会う機会の少ない中途視覚障害者に盲導犬との歩行体験の機会を得て、20名が体験した。中途視覚障害者は視覚による学習が出来ないので、盲導犬との歩行体験は有意義ではあったが、多くの課題もあった。

2001年は都道府県政令指定都市の健康障害福祉課に盲導犬貸与事業に関するアンケート調査を行い、行政の盲導犬に関わる姿勢の調査を行った。緊縮財政の今日、如何に有効に盲導犬を飼育し、視覚障害者の手に渡し、日常視覚補助具の一つとして使用し、障害者の社会貢献を促

すかを検討する上で、重要な調査であった。盲導犬は視覚障害というほぼ同一の障害で、手に渡すまでは一様の訓練で済む場合が多いが、介助犬は障害が多種多様で、進行性の疾患、合併症を持つ障害者も多いので、同様の事業と位置づけることには問題がある。この調査で、盲導犬に対する助成事業においても指定団体の差違、飼育費や継続教育についての助成の不足や欠如、ハーネスについての助成の欠如など、利用者の側にたったきめ細かな助成事業が行われていないことが明らかとなった。

これまでの調査では盲導犬は道路交通法上だけであったため、受け入れ拒否を容認せざるを得なかったこと、又、育成団体を通しての実態調査であったため、盲導犬使用者の本音が聞こえてこなかったと考えられる結果が得られた。

2002年5月に補助犬法が成立し、10月からは公共物に関しては受け入れる義務が定められた。そのことで、医療機関の受け入れは80%に達し、盲導犬を同道して受診できるように大きく変わったことが明らかになった。又、盲導犬の育成に関し、もっと厳しい基準が必要ではないかと感じられた。受け取った視覚障害者の中には当然なされなければならないフォローを願うものも数多くあり、視覚障害者に適した、合同訓練がより必要とされることも判明した。

盲導犬の健康管理も視覚障害者には見えない分だけ、体調の判断をどこでするのか、排泄の細かい指示まで受けていない使用者もあった。

視覚障害者は情報収集に不得手で、孤立しがちである。インターネットが出来れば、そこから輪は広がってくるが、犬の健康管理、社会参加の仕方、歩行方法なども自問自答しながら不安の内に経過している人が多いことが判った。4年間の盲導犬に関する調査研究を終えて、盲導犬と暮らしながら、フォローをどう受けるか、疑問が生じたときに気軽にアクセスできる場をどのようにして保つかはここに大きな問題であろう。

ちまたではバリアフリーといえ、イコール段差をなくすことと理解され、個人の家の建築、公共建築物、街づくりにも段差がなくなっている。晴眼者には気づかなかったことであるが、今回多くの視覚障害者が、段差がなくなったため、部屋、建物などの境が判らなくて戸惑いを感じていることが判った。

車椅子、下肢障害の人にバリアとならない程度の境を付けることは難しい問題ではなさそうであるので、早速建築土木関係者と調査研究することにした。

音響信号にも様々あるが、視覚障害者は何処にでも音響信号があった方がよりよいと考える。しかし病院の近くの童謡などの音響信号を四六時中聞かされる患者にとっては我慢ならないものに思われる。又プラットホームのキーン・コーンの音は一部の聴覚障害者には頭の割れるような音に感ずるとのことである。

点字ブロックを望む声が多かったが、最小限必要な点字になっているであろうか。凹凸がもう少し小さいもので十分ではないか。高齢者、下肢不自由者、パーキンソン病患者にとっては転ぶきっかけにもなるかも知れない。

障害者のバリアフリーを考えて常識的に作ったものが、一部の障害者にはかえって大きなバリアになっている。殊に公共物、道路、歩道などを企画設計の段階で、様々な障害者の意見と実